

## 新型コロナショックからいかに顧問先を守るか! 緊急融資など待ったなしの資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの資金繰り支援策(日本政策金融公庫・信用保証協会など)が続々と発表され、受け皿となる金融機関の現場ではその対応に追われている。同時に、税理士にも顧問先経営者からの相談が急増しており、相談窓口を緊急開設したり、融資関連の勉強会を開くなどして、非常事態を乗り切るために支援活動が目立つ。緊急融資が頼みの綱の中小零細企業への資金繰り対策は急を要するだけに、税理士の支援に期待がかけられている。

政府が打ち出した総額1兆6千億円規模の緊急融資。ダメージが大きいとされる卸売、小売、飲食、旅行などのサービス業を中心に、一時的な需要減での経営破綻を回避するため、緊急融資制度の利用件数が増え続けている。

今回は公庫の「無利子・無担保」融資の新設、保証協会の「危機連絡融資」の新設など、今までにない支援施策が次々に登場。かなり充実した内容となっており、「中小企業の資金調達の常識」が、一時的に変わる可能性がある。

そのため、各企業の状況やニーズに合わせた融資制度をしっかり選択した正しいアドバイスが税理士に求められている。



そうしたなか、参考となる資料を税理士に提供しているのが、金融機関出身で、税理士を対象とした金融税理士アドバイザー講座を主宰する(株)スペースワン代表取締役の徳永貴則氏(写真)だ。同氏はいち早くこの問題に対応し、今回の緊急対策融資制度についてのまとめ(表参照)を作成。

YouTubeでもセミナー動画(※)を公開している。保証協会及び日本政策金融公庫の緊急制度融資の内容や、具体的にどの制度を利用したらよいのか、顧問先へのアドバイスのポイントなど、これまであまり資金繰りや融資に関わってこなかった税理士にとって正確な情報把握はとても重要なポイントといえる。

例えば、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する「セーフティネット保証4号」は、全国47都道府県全てで実施され、業種に関係なく売上が20%減の顧問先全てに使えるメリットもあり、希望者が殺到することも想定される。時間が経過すれば、認定書を出す市区町村や保証を行う信用保証協会の事務手続きも時間がかかる。

新型コロナウイルス関連の融資制度一覧

	業種限定	認定書	保証協会保証	公庫	売上減少要件	金額
セーフティネット4号	なし	要	○(100%)	—	▲20%以上	一般保証と別枠で280M
セーフティネット5号	有り(確認必要)	要	○(80%)	—	▲5%以上	5号と4号併用可能だが同枠内
【新設】危機連絡保証	なし	不要	○(100%)	—	▲15%以上	セーフティネットからさらに別枠280M
セーフティネット貸付	なし	不要	—	○	制限なし(数値緩和要件の特例)	既存枠合算48M
【新設】新型コロナウイルス感染症特別貸付	なし	不要	—	○	▲5%以上	別枠60M(当初3年間金利▲0.9%)
【新設】特別利子補給制度	なし	不要	—	○	個人:要件無し 小規模事業者※ ▲15% 中小企業者 ▲20%	上記「コロナ特別貸付」借入企業に対して上限30Mまで利子補給
衛生環境激変対策	旅館・飲食・喫茶	不要	—	○	▲10%以上	別枠10M(旅館業は30M)
市区町村制度	なし	要・不要	○(80%・100%)	—	▲5%(各市区町村の制度確認)	個別確認(各市区町村の制度確認)

\*小規模要件 製造業・建設業・運輸業、その他業種は従業員20名以下 卸売業・小売業・サービス業は従業員5名以下

各制度の「メリット」「デメリット」

	申込順序	メリット	デメリット
セーフティネット4号	③	100%保証	「認定書」の手間・「保証料」負担あり
セーフティネット5号	③	売上減少▲5%でよい既存借入との一本化可能	「業種限定」「認定書」の手間・「80%保証」「保証料」負担
【新設】危機連絡保証	④	セーフティネットからさらに別枠・全国対応・業種縛りなし	どこまで別枠なのか不透明
セーフティネット貸付	④	「売上要件」緩和	「金利」は通常
【新設】新型コロナウイルス感染症特別貸付	①	当初3年間金利▲0.9% 運転資金15年	審査が混んでる可能性が高いがそれ以外のデメリットはない
【新設】特別利子補給制度	①	当初3年間金利▲0.9+α	「売上要件」確認
衛生環境激変対策	—	3業種なら要件にはまるはず	業種限定
市区町村制度	②	保証料もある(市区町村が負担)	認定書の手間・市区町村で制度が違う

## 会計業界もテレワーク時代「Zoom」活用やYouTube動画も

新型コロナ関連で一気に加速化してきたテレワーク。

フレキシブルな働きができるメリットは大きいが、そのテレワーク導入には、パソコンやインターネット等のICT環境が必要となる。

また、事務所のペーパレス化も過大のひとつ。書類等が仮にデータ化されても、所内情報に外部からアクセスできる仕組みに加え、ネットワークのセキュリティにも気を配る必要があり、ハンコが必要な決裁フローにも課題が残る。そのほか、電話対応、郵便物、対面業務など、企業と同様に会計事務所における導入課題は少なくない。また、テレワークでは、対面のように気軽に相談ができないというコミュニケーションの問題もある。

そうしたなか、コミュニケーションツールとして急速に普及しているのが、ネットによる会議システムで、なかでもスマートフォンでも使える『Zoom』というオンライン会議アプリが注目されてい

る。「Zoom」はビジネスシーンで使える機能が充実しており、スライド、PDF等を画面共有しながらミーティングができる。

全顧問先の9割が医療機関という医業特化事務所として有名な東日本税理士法人(東京・新宿区)の長英一郎代表社員は、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務を実施。全国の顧問先の病院院と毎日数件ベースで「Zoom」によるテレビ会議を行っているが、移動時間が不要となったことで、より多くの顧客とディスカッションができるようになり、その有用性を実感したという。長氏は「Zoom」の活用を解説した動画もアップしている。

<https://youtu.be/7VJrbgec6x0>

以前からテレワークを導入している事務所の例では、すでにタブレット端末などを職員に支給し、紙の資料は電子文書化してインターネット上で共有するなど、資料を持ち帰らなくても仕事をできるような環境を実現させてい

るところもある。

最近では、会計事務所のテレワーク導入の仕方をわかりやすく解説するYouTube動画も登場。例えば、ICTの活用事務所として知られる杉山会計事務所の杉山靖彦税理士とさくら中央税理士法人の安田信彦代表税理士による「超IT税理士 テレワークを語る」がそれ。

動画では、ハードやソフトの紹介、それに関連する導入コストや運用までに必要な時間、ICT全般の環境整備について、税理士向けに解説している。杉山氏によると「概ね一人あたり10万以上のコストで、最短で1週間もあればテレワーク環境が構築できる」という。

今後、Webでの会員制「オンラインサロン」の開設も視野に入れ、テレワークに限らず、幅広いテーマでテクノロジーを活用した会計事務所経営を支援するコミュニティを充実させていく予定だ。(写真=左から杉山、安田両税理士による動画撮影風景)



テレワーク動画：<http://sol11.com>

テレワークの環境整備には、各種助成金も使える。「公益財団法人 東京しごと財団」が3月6日に新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として、都内の中堅・中小企業にテレワーク環境整備を支援する助成金の募集を開始したが、予想を上回る応募があり、人気が集中している。

今回の新型コロナ騒動は、生産性向上に向けた仕組みづくりや働き方のあり方を考える機会にもなっている。さまざまな業務インフラが整備されつつあるなか、テレワークにチャレンジしていく価値は大きいと言えそうだ。